Keio Associated Repository of Academic resouces

	,		
Title	地方改良運動期における読書と社会教育 : 井上友一の「自治民育」構想を視点として		
Sub Title	Reading activities and popular education in 'Chiho-Kairyo-Undo' : focusing on 'Jichi-Miniku' theory by Inoue Tomoichi		
Author	山梨, あや(Yamanashi, Aya)		
Publisher	三田哲學會		
Publication year	2006		
Jtitle	哲學 No.115 (2006. 2) ,p.115- 155		
JaLC DOI			
Abstract	The purpose of this study is to demonstrate how reading activities became located in popular education in 'Chiho-Kairyo-Undo' (regional reformation movement), from the latter part of Meiji to the middle period of Taisho, through the point of view of 'Jichi-Miniku' theory (autonomous people education) by Inoue Tomoichi. Inoue Tomoichi, who was a bureaucrat of the Department of Interior the Home Office, regarded the propagation of local autonomy system as the key to reconstruction Japan after the Russo-Japanese War. His idea, 'Jichi-Miniku' theory aimed at the education of the people who would be willing to contribute to the public interests. Although Inoue's thoughts were not realized by him, he was a pioneer in locating the library as one of the institutions of popular education.		
Notes	特集教育研究の現在-教育の統合的理解を目指して- 教育史 投稿論文		
Genre	Journal Article		
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000115-0117		

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

投稿論文

地方改良運動期における読書と 社会教育

---井上友一の「自治民育」構想を視点として---

山 梨 あ や*-

Reading Activities and Popular Education in 'Chiho-Kairyo-Undo' ——Focusing on 'Jichi-Miniku' Theory by Inoue Tomoichi——

Aya YAMANASHI

The purpose of this study is to demonstrate how reading activities became located in popular education in 'Chiho-Kairyo-Undo' (regional reformation movement), from the latter part of Meiji to the middle period of Taisho, through the point of view of 'Jichi-Miniku' theory (autonomous people education) by Inoue Tomoichi.

Inoue Tomoichi, who was a bureaucrat of the Department of Interior the Home Office, regarded the propagation of local autonomy system as the key to reconstruction Japan after the Russo-Japanese War.

His idea, 'Jichi-Miniku' theory aimed at the education of the people who would be willing to contribute to the public interests.

Although Inoue's thoughts were not realized by him, he was a pioneer in locating the library as one of the institutions of popular education.

^{*} 慶應義塾大学文学部非常勤講師(日本教育史)

はじめに

本稿の目的は、地方改良運動期¹⁾において、読書行為がどのように教育の一環として位置づけられるようになったのかを、井上友一の「自治民育」構想を視点として明らかにしようとするものである.

読書行為は学校教育の普及と就学機会の拡大に根ざした識字率の向上, 印刷・出版技術の向上と流通の発達に基づくメディアの普及により, 階層 差, 地域差, 性差の問題をはらみつつ, 明治維新前には読者として想定されていなかった人々の間にも広まり, 大正から昭和初期にかけては大衆読 者層を形成するにいたった. この意味において, 読書は日本における近代 化の所産の一つであるといえよう. さらに, 読書は人々が新たな知識や価 値観と出会い, これらを獲得する契機の一つとなった. このことから, 読 書と教育の関わりを検討することは, 近代日本における人間形成のあり方 を歴史的に明らかにする一助となるだろう.

学校教育(特に初等教育)の普及に根ざした一定の識字率の向上は読書 行為の前提となるものであり、また初等教育の普及は大多数の子どもに 「教科書を読む」という読書経験をもたらし、読書習慣を形成する一因と なったと考えられる。これらのことを考慮すると、読書行為は学校教育の 普及と密接な関係を有することは想像に難くない。

その一方、読書行為を教育的営為として位置づけることにおいて、社会教育が果たした役割を見逃すことはできない。裏田・小川が指摘しているように、明治末期から大正期にかけての図書館の飛躍的発展は地方改良運動に代表される内務省の政策、それに端を発する社会教育の成立と結びついている²⁾。むしろ、読書行為の教育的効果にいち早く注目し、これを社会教育³⁾の枠組みの中で普及させていこうとしたのは文部省ではなく、内務省であった。なかでも、本稿で分析する井上友一は「自治民育」というスローガンの下、国家の発展を自発的に担う国民を形成する手段として、

読書に注目し、これを普及させる手段として図書館の教育的役割を重視した人物である。地方改良運動期以降、にわかに注目される社会教育の進展と、読書行為を教育の一環として位置づける過程は軌を一にしている。したがって、地方改良運動期における社会教育構想を検討することは、読書行為が「教育」の一環として位置づけられる歴史的経緯を明らかにする上で不可欠なのである⁴.

本稿は以上の問題意識に基づき、地方改良運動の推進者として活躍し、 読書行為の教育的役割に着目した井上友一の「自治民育」構想を検討し、 読書行為の教育への位置づけを明らかにしていく、本稿は、近代日本にお ける読書と人間形成の関わりを歴史的に明らかにする一助となるものであ る。

先行研究の検討

本稿で検討する地方改良運動については、政治(思想)史、日本史、および教育史の分野における研究蓄積がある。地方改良運動についての研究の嚆矢といえるのが、石田雄の『近代日本政治構造の研究』(1976年)と、宮地正人の『日露戦後政治史の研究』(1973年)であろう。石田は、「地方自治」を「官僚的支配における権力の浸透を非政治化する装置」と位置づけ、地方改良運動における「地方自治」によって「自治体における共同体的秩序が頂点における天皇の存在とみあって日本型「合意による支配」の基底であると同時に官僚的支配の末端を形成」することとなったという見解を示している5)、大島美津子は石田の研究を踏まえ、地方改良運動は、以下の二つの方向性に基づく町村再構築という形で実施されていったとする。第一の方向は、行政監督を通じての官僚的支配の強化であり、第二の方向は国家的統合を支えるものとして、住民の内面に自発的服従と協力をよびおこす物的精神的装置の設定である。大島はこれらを整理して、地方改良運動は官僚的統括の強化拡大を摩擦なくおこなうために町村自治

の「自発的」協力をくみとる運動であったと位置付けている⁶⁾. これらの 研究から、地方改良運動の第一の特徴として人々の「自発性」に着目し、 これを引き出そうとしたことが挙げられる.

地方改良運動の第二の特徴としてしばしば挙げられるのが、国民に対する教化活動、そして学校教育及び通俗教育(社会教育)といった教育への着目である。これは幅広く言えば、国民教育の拡充によるイデオロギー的統合の強化を目的としたものであり、義務教育の延長、国定教科書の改訂および通俗教育(社会教育)への着手という形で具体化されていくこととなった⁷⁾. 特に、地方改良運動で指摘されるのは内務省主導の通俗教育(社会教育)の展開である。本来、「教育」は政策にせよ、実践にせよ文部省の管轄であった。しかしながら、日露戦後経営期に至るまで、文部省は通俗教育を半ば等閑視しており、実質的な政策は全く展開されていなかったのである。このような状態にあった通俗教育に、地方改良運動を展開していく上での隘路を見出したのが内務省であった。

地方改良運動において教育が果たした役割を早くから指摘していたのが、宮地正人の『日露戦後政治史の研究』(1973年)である。宮地は地方改良運動期において、小学校教育の強化が地方改良運動期における天皇制体制の下で人々を掌握していく重要な課題となっていたという問題意識に基づき、群馬県を事例に地方改良運動と教育の関連を検討した。宮地は国家が小学校卒業後も天皇制をイデオロギーの注入を継続し、人々を「国民」として掌握するべく、通俗教育や青年団の働きに注目した経過を明らかにしている。宮地は「国家」という言葉を文部省と内務省と同等の意味で使用しているため、地方改良運動期における教育政策について内務省、文部省の理念がそれぞれいかなるものであり、どのように一致していたか、あるいはいなかったのかが明らかにされてはいない。このことから、地方改良運動が内務省主導で展開されていたことを踏まえて、内務省における社会教育構想がいかなるものであったのかを把握することが必要となる8)。

このような視点をもとに、第二次桂内閣期における内務省の教育政策を分析し、井上友一に代表される内務官僚の「自治」観と、当時の時代制約の中での社会教育の可能性を検討したのが小林嘉宏の研究である⁹⁾. 小林は地方改良運動における学校教育政策の位置づけについての内務省と文部省の違いを指摘し、内務省は学校教育において明確に「自治民育成」を意図していたのに対し、文部省は学校教育を天皇制イデオロギーを直接的に注入するための「手近な」存在としてしかみなしていなかったという。その上で、小林は地方改良運動が、人々の納得の上での国民統合策であり、さらに内務省の方が文部省よりも、「自治民」という明確な人間像を設定していたことを指摘している.

不和和彦は、内務省、特に内務官僚井上友一が通俗教育に着目したことに触れ、その背景には「…日露戦後に顕在化した体制的諸矛盾を自覚的に認識した(中略)国民が権力に敢然とたちむかう一つの時代的な潮流を未然にくいとめながら、他方において(中略)「自治の精神」を体得させ、国家課題の遂行にまさしく「自主的」「自発的」な協力をおしまない「国民」を創出し、自らの体制の枠内に組織化していくことが、国民統治をめぐる緊要な課題であった¹⁰⁾.」ことを指摘している。ここで問題となるのは、地方改良運動期において、「国民」を創出し、彼らを組織化する役割を期待されていた「通俗教育」政策を浸透させるべく、内務省はいかにして人々の「納得」を取り付けたのか、ということである。

このような問題について「道徳」という観点から地方改良運動の教育政策を検討したのが岡田典夫の研究である¹¹⁾. 岡田は、地方改良運動においては経済問題を道徳に帰し、さらに社会問題の解決を国民の自己負担に委ねるという「心」の世界に還元する論理が教育を通じて提示されて行ったことを指摘する。そしてこのことが、官僚の強制的な押し付けがなくとも、地方の再編を自らの課題として自覚した中間層指導者が先頭に立って、自発的に行われていくという「完結」した世界を構築するものであっ

たという. 岡田の指摘が、帝国主義段階における教育においてどの程度通用するかという点については疑問の余地があるものの、内務官僚が地方中農層を指導者層として育成し、人々の自発性を引き出すことによって「完結」した世界の構築を目指したという見解は、地方改良運動期における教育を検討する本論に示唆を与えるところが大きい.

これらの先行研究から明らかにされるのは、地方改良運動は、人々の自発性を引き出すことを目的に、教育を拡充していくものであったこと、さらにこの自発性を引き出す役割を担うものとして、学校教育¹²⁾ のみならず、「通俗教育」という学校教育以外の教育の領域に対する注目が高まりを見せたこと、という二つの特徴を有していることである。そして、このような動きの主導権を握っていたのは、文部省ではなく内務省であった¹³⁾.

地方改良運動が、内務省主導の教育の拡充を内包するものであったという認識は、社会教育史の分野においても共有されている。小川利夫らは、社会教育体制の確立は内務省が地方自治を確立していく政策との関連で捉えるべきであり、文部省を中心とした第一次大戦後の「社会教育」体制は、単なる「通俗教育」の延長上にあるものではなく、内務官僚井上友一らが中心となって推進した「自治民育」政策の踏襲であると指摘している¹⁴⁾。それでは、内務省を中心とする社会教育政策、当時の言葉で言えば「自治民育」政策はどのように実践されようとしていたのだろうか。

明治末期の社会教育がどのような構造を持つものであったのかを多角的に論じたのが倉内史郎の『明治末期社会教育観の研究』(1961年)である。倉内は小松原文相を中心に1911(明治44)年より開催された通俗教育調査委員会および文芸委員会を分析することにより、当時の社会教育政策がどのように具体化されようとしていたのかを検討している。倉内は通俗教育調査委員会後の地方における通俗教育の事例を総合的に分析した上で、いずれの地方においても図書館事業が行われていることに注目した。

それによれば、「図書館の事業は、書物を媒介にして個々の人間の内面的変化を予期するもので、全体としての社会生活への働きかけという点からすれば、(中略) その働きは間接的であるといえる。しかしそれだけに、かえっていっそう「教育的」といえるかも知れず」、そして図書館事業が「教育的・人間啓発的な性格を持つことは明らか」であり、内務省から文部省に至るまで一貫して図書館事業が重要視されていたことは「あらためて注意されるべき」事項であるという¹⁵⁾。倉内の指摘は、明治末期から大正期の社会教育実践において、図書館が一貫して重視されていたこと、さらに当該時期の社会教育を理解する上で図書館事業を検討することが重要な糸口となり得ることを示唆するものである。

倉内のこのような指摘を、明治から大正期における公共図書館と社会教 育の視点から検討したのが,裏田武夫・小川剛の「明治・大正期公共図書 館研究序説161 (1965年)である. この中で裏田・小川は社会教育,特 に地方改良運動によって図書館が重視されるに伴って、戦前期日本の公共 図書館が発達したのであり、これを積極的に推進したのが、井上友一を中 心とする内務官僚であったという、この研究では、地方改良運動において 図書館がどのような機能を果たすものとして期待されていたのかは明らか ではないものの、地方改良運動期の社会教育政策を理解する上で、内務官 僚の図書館政策を検討する必要性を示唆している.最近では永嶺重敏が 『〈読書国民〉の誕生』(2004年)において読書行為の普及が国民形成を 深く関わることを「読書国民の形成」というキーワードで表現してい る¹⁷⁾. 永嶺のいう「読書国民」はあくまで理念上のものではあるが、明治 30年代以降、地方改良運動における国民形成との関わりにおいて読書行 **為が重視されてきたという事実を鋭く指摘する概念である.もっとも,永 嶺の研究は、読書行為がどのように国民形成に関わるのかは十分検討され** ているとはいえない. 読書行為を通じた国民形成を問題にするのであれ ば,読書行為がどのように教育に位置づけられていたのかを詳細に検討す

る必要がある.

これまでの先行研究で明らかにされたことは以下の3点に集約される.

- ① 地方改良運動においては、内務省主導の社会教育政策が重要な役割を 担っていたこと
- ② 明治末期から大正期にかけての社会教育政策において、その主導権が 内務省から文部省に移行する過程で、一貫して重視されていたのは図 書館事業であったこと
- ③ 地方改良運動を契機として、図書館および読書行為の普及は、教育活動の一環としての役割を期待されるようになったこと

本稿では以上の先行研究の蓄積を踏まえ、読書行為が教育的営為の一環として認識される発端として地方改良運動を捉え、図書館事業を推進した井上友一の図書館構想を「自治民育」との関連で検討する。具体的には、井上友一の著作¹⁸⁾を中心に、「自治民育」論および社会教育における読書の位置づけを明らかにしていく。その際、井上の構想がどのように発信され、それが如何なる意図に基づくものであったのかを把握するために、中央報徳会の機関誌『斯民』の論稿も併せて検討する。分析の対象となるのは、井上が「自治民育」論を展開した日露戦後経営期から、文部省が社会教育に積極的に乗り出すようになる臨時教育会議までとする。本稿は、読書行為が近代日本の教育の中に位置づけられる過程を明らかにする一翼を担うものである。

1. 内務行政の動向

日露戦争の勃発とその勝利は、日露戦争中から実践されていた地方改良 運動の評価を高めただけでなく、戦後経営の方針としてこれらを継続発展 させる原動力となった。一方、1888(明治 21)年に市制・町村制が施行さ れ、地方自治の制度的枠組みが整備されつつあったことは、地方改良運動を自治制の普及と併せて推進する動きに拍車をかけることとなる。この結果、国家体制の基盤をより強固なものとするべく、「自治」の振興および地方改良の継続的発展が図られることとなった。

それでは、ここでいう「自治」構想とはいかなるものであり、それは当 時の通俗教育(社会教育)とどのように関わるものだったのだろうか。市 制町村制施行直後は、内務省の地方自治行政の萌芽期にあたり、井上を初 めとする官僚個人の考え方が地方自治行政に比較的反映されやすい状態に あった。もちろん、官僚個人の考えがすべて政策に結実していったわけで はない.しかしながら、当時の内務省には一木喜徳郎や水野錬太郎など地 方自治行政及び地方改良運動に熱心な人物が多く、相互の連携も密であっ たことを考え併せると、井上の自治論を検討することは意義あることであ ろう、井上の自治構想を検討する前に、まずは当時の内務行政の動向を概 観しておきたい.「地方行政」という語が内務省の所管事項として官制中 に明確に規定されたのは,1885(明治 18)年であり,当時は県治局がこれ を管掌し、1898(明治31)年、県治局は地方局となる、「地方行政」が規 定された背景には、1885年の太政官制から内閣制への移行、1888(明治 21)年に施行された市制・町村制による「事務量の増加」,そして国会開 設の勅諭を契機として,かつての自由民権運動が政党によって担われる時 代が到来することに対する危機感,があると考えられる.

地方自治制度の整備にあたった山縣有朋は、以下のように述べている.

「…立憲政治ヲ行フニハ其基礎トシテ先ツ自治制度ヲ施クヲ要ス.(中略)自治制ノ効果ハ啻ニ民衆ヲシテ其公共心ヲ啓暢セシメ,併セテ行政参助ノ智識経験ヲ得シムルカ為メ立憲政治ノ運用ニ資スル所大ナリトイフニ止ラス,中央政局異動ノ余響ヲシテ地方行政ニ波及セシムルノ利益亦決シテ鮮少ナラスト為ス(19)」

山縣は、自治制の施行によって政局が地方行政に悪影響を及ぼすことを阻止するとともに、「地方公共ノ利益ヲ図ルノ精神ヲ油起セシメ」、自治制を「国家百代ノ基礎立ツルノ根抵タルヘキモノ」とすべく、「極力憲法発布以前ニ於テ先ツ自治制制定実施スヘキコトヲ主張」したのであった。このことから、立憲国家を維持するために地方を掌握することは不可欠であり、これを保障するための制度として自治制が構想されていたことが分かる。

内務省は自由民権運動の昂揚,国会開設の勅諭,衆議院議員選挙の実施を契機として,政党の動きが活発化し,この影響が地方にまで伝播することをもっとも恐れていた。つまり、地方が政党勢力の下部組織化し、国家による地方の掌握が困難をもたらすことは、国家の秩序を乱すものとして絶対に阻止されなければならなかったのである。この動きを食い止めるには、政党の影響力が地方へと波及し、地方、特に地主層が政党勢力の支持基盤と化す前に、「政争」に対して「超然」としていられるようなシステム、すなわち自治制を地方に浸透させ、国家の直接的な地方の掌握を実現することが緊要の課題であった。大日本帝国憲法発布と前後して、1888(明治 21)年に市制・町村制が、1891(明治 24)年に府県制・郡制が公布されたことは、国家による地方の直接的な掌握を目指したものであることは言うまでもない。

このような政党に対する国家の「超然主義」は、1889(明治 22)年 2月 11日の大日本帝国憲法発布の翌 12日に黒田首相が地方長官に対して 行った訓示にも反映されている。

「…施政上ノ意見ハ人々其所説ヲ異ニシ,其ノ合同スル者相応シテ団結ヲナシ所謂政党ナル者ノ社会ニ存立スルハ亦情勢ノ免レサル所ナリ,然レトモ政府ハ常ニ一定ノ方向ヲ取リ,超然トシテ政党ノ外ニ立チテ…(引用者注・内務官僚は)不偏不党ノ心ヲ以テ人民ニ臨ミ撫馭官シキヲ得,以テ国家降盛ノ活ヲ助ケンコトヲ勉ムヘキ…²0)」

このような政党に対する「超然主義」は、この後も内務省及び内務官僚の基本的姿勢と位置づけられ、国家による地方の直接的な掌握は「官治主義」によって徹底されることになる²¹⁾. この過程で内務省は初期の勧業優先政策を放棄して、官治主義に基づく地方政治の行政の拡充へと、その活動方針を転換していった. このように、明治 20 年代後半は、内務省の地方行政が積極的に自治体の開発経営を訓練する方向へと移行し始めた時期であり、1893(明治 26)年に入省した井上友一は、このような内務省の転換期に内務行政に携わることとなる.

内務省が市制・町村制、府県制・郡制から成る自治制で地方を直接的に 掌握する際に、念頭においていたのは地主に代表される「地方名望家」層 であった。このことは、1889年、元老院において山縣が町村議会議員選 出に等級選挙制をとった理由を説明する際に、「蓋シ財産ヲ有シ智識ヲ備 フル所ノ有力ナル人物コソ議員タルノ地位ヲ占メン、此等ノ人民ハ国家ト 休戚ヲ共ニスルモノニ随テ社会ノ秩序ヲ重スルハ当然ナルカ故ニ、其地方 共同事務ヲ処理スルニ力ヲ致シ、今日ノ如ク浸ニヲ架空論唱ヘテ天下ノ大 政ヲ議スルノ弊ヲ一掃セン²²⁾」と述べていることにも反映されている。

ところが、1899(明治 32)年にはかつて山縣が自治制の要になると考えた大地主議員制の廃止を目的として、府県制・郡制が改正されることになった。この背景には、山縣が「党争ノ弊ハ立法者ノ予想ノ外ニ出テ予期ノ効果ヲ収ムルコトガデキヌノデアリマス、(中略) 之ヲ廃止スル方ガ宜シイト云フ考デアリマス²³⁾」と述べているように、山縣の予想は裏目に出て、地主層は政党政治に参加し、地方は政党の下部組織を形成する結果となってしまったことがある。この状況を打開すべく、山縣は府県制・郡制の改正によって、府県会に対する知事の監督権限の明確化、府県会の権限の縮小を断行し、地方行政に対する統制の強化を推進したのであった。

以上述べてきたように、内務省は自治制の意義を実際の支配に携わる人間に理解・浸透させ、地方を政党勢力から隔離することによって、国家の

統合を達成しようとしていた. これを実現する方策を模索していた内務省にとって, 1904(明治 37)年から勃発した日露戦争は, 地方自治行政のあり方の一大転機となるものであったといえよう. なぜなら, 治安維持を目的とした各地方団体の活動は, 戦争中の軍人家族・遺族に対する支援や, 軍事物資の輸送, 日露戦争そのものへの理解を得るための通俗講演会等の形で展開され, 内務省に予想以上の結果をもたらしたからである. 戦争という非常事態によって, 内務省は地方団体や自治体の活動を直接的に統括する機会を得たことになる.

内務省は上記に示した様々な事業を通して、国家の下に協同一致する人々を育成する可能性を見出し、この経験を基に日露戦後経営策として「地方改良運動」を積極的に展開していくこととなった。その際に注目されるのは、「地方改良運動」は経済面での再建のみならず、地方中農層を始めとして、国民全体の精神面での掌握を視野に入れて、「通俗教育」(社会教育)の重要性を認識し、これを積極的に展開していく方針を打ち出したことである²⁴)。この背景には、1910(明治 43)年における大逆事件によって、社会主義思想の拡大に対する危機感が強く認識されたことが挙げられる²⁵)。内務省は地方改良運動の枠組みの中で、通俗教育を展開することにより、本来の目的である国民全体、社会全体の秩序維持と統合を現実のものとし得ると考えた。そしてこのことに当初から理解を示し、「自治民育」という理念を掲げて実現を図ったのが、内務官僚井上友一であった。井上は自治制の浸透を図るための方策として、通俗教育や各種救済事業のあり方を模索することになる。

このことを踏まえ、以下では井上の人物像および「自治民育」論に迫っていくことにしよう.

2. 井上友一の「自治民育」構想

(1) 井上友一の経歴

井上友一の経歴については【表 1】を参照されたい. 井上友一は 1871(明治4)年,石川県に生まれ,1893(明治26)年に帝国大学法科大学を卒業後,内務省に入省した. 井上が入省した翌 1894(明治27)年には江木千之が県治局長,一木喜徳郎が書記官を務めていた. 一木は1906(明治39)年の報徳会²⁶⁾設立や1917(大正6)年から1919(大正8)年にかけて開催された臨時教育会議など,一貫して井上とともに内務省の仕事に携わった人物であり,入省後間もない井上に与えた影響は少なくなかったと考えられる.

井上は県治局市町村課長(1895・明治 28 年),内務省書記官(1896・ 明治 29 年),県治局府県課長,内務大臣秘書官(1897・明治 30 年),参 事官(1906・明治 39 年),神社局長(1908・明治 41 年)を経験してい る. さらに、1900(明治33)年4月にパリで開催された万国公私救済慈善 事業会議に委員として出席したのを皮切りに、翌1901(明治34)年まで欧 米各国を視察し、この視察を通じて欧米の自治制度に強く影響を受け、帰 国後欧米の自治制度について『西遊所感』(1901年、後『列国の形勢と 民政』1901 年)において紹介している.内務官僚として様々な職務を経 験しつつも、井上の最大の関心事は地方自治にあったようであり、特に 「自治の本質、内容の充実を期し、産業その他の市町村公共福祉の増進に 主眼をおいて $^{27)}$ 」いたという.このことは,1908(明治 41)年に神社局長 に就任したものの、地方自治の職から離れることを嫌い、水野錬太郎に願 い出て地方局府県課長を兼任したことにも裏付けられる.1915(大正 4) 年から1919(大正8)年まで東京府知事を務め、その在任中に急死した. 井上は、「自治の本質、内容の充実を記し、産業その他の市町村の公共の 福祉の増進に主眼をおいて²⁸⁾」おり,川西実三によって「地方改良の権化 ともいうべき情熱と見識の持ち主29」と評されている.

表1 井上友一年表(右田紀久恵、木村 壽の表を基に作成)

年 次	事 績	主な著作活動
1971(明治 4)	金沢藩士井上盛重の長男として生まれる	
1890(明治 23)		
1893(明治 26)	帝国大学法科大学英吉利法律科卒業 8月,内務省試補,県治局勤務.	·
1005(明沙 20)	0 月,内份省訊備,原石局勤份。 1 月,県治局市町村課長に就任	
	12月,従七位に叙せられる	
	9月,県治局府県課長に就任	
1031 (9)11 00)	10月,内務大臣秘書官を兼任	
	11月,大谷鶴子と結婚	
	12月,正七位に叙せられる	•
1900(明治 33)	4月, 万国公私救済事業会議 (パリ開催)	•
	に委員として出席	
	6 月より欧米各国を視察	
	3月,欧米より帰国	『西遊所感』(報徳会,後『列国の形勢と民政』
	3月,正六位に叙せられる	として補修)
	4月、従五位に叙せられる	
1905(明治 38)	11, 二宮尊徳翁五十年記念会開催, 報徳会	
1000(88)(00)	の設立に参与	 『欧西自治の大観』(報徳会),『列国の形成
1906(明治 39)	4月,報徳会機関誌『斯民』創刊 12月,正五位に叙せられる	『欧四日石の八観』(報徳云),『列国の形成 と民政』(報徳会)
	12月,正月世に秋色りれる	
		7月, 「民を導くの道は古今一なり」(『斯
		民』第一編第七号)
		11月,「花園都市と花園農園」(『斯民』第
		一編第八号)
1907(明治 40)	8月,第一回報徳会夏期講習会に於いて	5月,「大なる生活」(『斯民』第二編第二号)
	「報徳の本義」講演	7月,「誠実の人と其事業」(『斯民』第二編
		第四号)
		8月,「地方民心の一新」(『斯民』第二編第
		五号)
		9月,「斯民叢話」(『斯民』第二編第六号)
		11月,「斯民叢話」(『斯民』)第二編第八号)
		12月,『田園都市』(内務省地方局編纂)
1000(115/2-41)	7月,神社局長兼内務参事官,府県課長兼	12月,「斯民叢話」(『斯民』)第二編第九号) 3月,「地主と小作人は親子也」(『斯民』)
1908(明信 41)	(7月),仲任问 坟 来的伤参争目,	3万、「旭王と力作人は続」
	仁.	ポー編ポーニタ/ 5月,「防長行啓地の民政資料」(『斯民』)
		第三編第二号)
		^/
1		第三編第三号)
	9月,第一回感化救済事業講習会開催,講	
	演	第三編第七号)
	10月,中央事前協会発足,創立委員となる	
	10月,夫人死去	
		12月,『楽翁と須多因』(良書刊行会)

表1 (つづき)

年 次	事 績	主な著作活動
1909(明治 42)	5月,法学博士の学位授与 7月~8月,第一回地方改良事業講習会開 催,講演	3月,『救済制度要義』(博文館)
	11月,早川鼎子と結婚	11月,『自治要義』(博文館) 12月,「自治訓練の方法」(内務省地方局編 『地方改良運動講演集上』所収)
1910(明治 43)		明治 42~43 年,『自治興新論』 8 月,「地元の青年」(『斯民』)第五編第六号) 10 月,『欧米自治救済小鑑』」内務省地方局 編纂)
1911(明治 44)		3月,『感化救済小鑑』(内務省地方局編纂) 7月,『都市行政及法制(上)』(博文館) 7月,「地方篤志家のう美はしき事業」(『斯 民』)第六編第四号) 8月,『都市行政及法制(下)』(博文館)
	 10月,第四回感化救済事業講習会開催, 講演	9月,「地方美談」(『斯民』)第五編第六号)
1912(大正元) 1913(大正 2) 1914(大正 3)	1月,大礼使事務官	10月、『自治の開発訓練』(中央報徳会) 2月、『民政史稿」(内務省地方局編纂) 2月、「教育家土地法改良」(『斯民』)第八 編第十一号)
1915(大正 4)	4月,明治神宮造営局長兼任	7月,「農村教育上の三希望」(『斯民』)第 九編第四号) 5月,「我自治制起草委員たりしモッセ氏の 書束を紹介する」(『斯民』)第十編第二号)
	7月、東京府知事に就任	7月,「村格を磨き上げられ度候」(『斯民』) 第十編第四号)
1916(大正 5)	1 月,第九回地方改良講習会において講演 「自治の将来」	民』)第十一編第一号)
1917(大正 6)	2月, 東京府慈善協会設立, 会長に就任, 正四位に叙せられる	2 月, 「戦後の準備民資増殖の一法」(『斯 民』)第十一編第十一号)
1918(大正 7)	3月,救済委員制度を設置 8月,米騒動の際,白米廉売事業を行う	6月,「現戦争と独逸青年」(『斯民』)第十 三編第六号)
1919(大正 8)	6月, 従三位に叙せられる 6月12日, 死去, 日比谷公園において府 葬	4月,「戦後経営の五大要綱」(『斯民』)第 十四編第四号) 6月,「益々大を加ふ米国」(『斯民』)第十 四編第六号)

(2) 井上友一の自治制度への注目

1) 井上の自治制度に対する認識

井上は 1893 年に内務省に入省したが、上述したように市制・町村制、 府県制などの自治制度が施行されて間もない時期であった。井上が自治制 度をどのようなものとして捉えていたのかを『自治要義』(1909 年)を中心に見ていくことにしよう.

井上は近代日本の自治制度を以下のように整理している。まず、1880 (明治 13)年には区町村会法が制定され、地方議会の組織が成立したものの、「未だ国家行政と自治行政との区別を明らかにするには至ら」ない。1888(明治 21)年の「現行の市町村制の発布」によって、「自治行政の範囲を明定し市町村を以て純然たる領域的団体たることを承認し又併せて公民の利益を定むる」こととなり、「地方団体の完成の時期」に至った、という30)。

もっとも、市制・町村制が施行されたとはいえ、「自治」という考え方は当時の人々にとって身近なものではなく、必ずしも順調に浸透していったわけではなかった。この頃から、内務省は従来の法規の解釈に重点を置く消極的な地方指導から脱し、積極的に地方自治体経営を指導訓練するべきであるという声が高まっている³¹⁾.このような内務省の積極的な行政方針に拍車をかけることとなったのが日露戦争であり、この方針は日露戦争中から着手され、戦後経営策として展開される地方改良運動に結実していった。

井上は、「…我帝国も亦国家危急の難局に処ししかも人道の光輝を捧げて世界の最強国に対し断固として戦を宣せり、内人心の一致は期せずして国家の根抵を沃し無量の感化を自治の発展に与へたる…」と述べ、戦争中の「人心の一致」が図らずも「自治の発展」に寄与することになったと指摘している³²⁾、さらに井上は日露戦後経営の基盤として地方自治に多大な期待を寄せ、以下のように述べている。

「兵力の戦は既に一たび終始を告げたり、然れども将来民力の戦、富力の戦はさらに世界海陸の市場に起こらん、之に対するの準備や亦一日の偸安を許さゞるものあり、知るべし戦後の経営は国力の充実に俟

ち国力の充実は地方自治の力に俟つべきもの多きことを³³⁾. |

このことから、井上は「国力の充実」を最大目標とした戦後経営は、地方 自治の発展如何にかかっているという認識を明確に有していたといえよ う.

2) 欧米の自治制度と日本の自治制度との比較

このように、井上は日露戦争を経て国力の基盤は自治制度の充実にあるという認識を強固なものとしていた。この認識に基づき、井上は自治制度が整備されている戦勝国(プロイセン、イギリス、フランス等)の制度を比較検討し、日本の国力増強に寄与する自治制度のあり方を論じている。この問題に関する論を検討し、井上がいかなる自治制度を目指していたのかを明らかにしていこう。

井上によれば、自治制度には国家欽定主義、国家保護主義、国家対抗主義の三種があるという。第一の国家欽定主義の自治制度のモデルとして挙げられているのは、シュタインによって推進されたプロイセンである。井上によればシュタインの論は、「地方の愛国心に由て国家の元気を快復せんことを期」し、「地方民の公共心を基礎として之に自治の政治を担任せしむる³⁴⁾」もので、ここに日本の自治制度との共通点が見られるとしている。もとより日本の自治制度はプロイセンに範をとったものであるが、井上は「正治組織の改革は先づ地方の制度より着手し、然る後中央の政治体に及ぼさんとせり³⁵⁾.」とするプロシアの制度は、その理念の面において共通するところが大きかったと考えられる。

第二の国家保護主義の自治制度の代表として挙げられているのがイギリスである。井上は「自治団体に於ける人民軋轢の弊害甚しきを見るに及んで団体を救済せんが為めに自治制度を制定³⁶⁾」し、「地方自治の習慣法を保護する³⁷⁾」という理念に一定の評価を下している。しかしながら、イギ

リスと日本の自治制度における相違点は、日本は「人民軋轢の弊害が将来団体の裡に及ばんことを恐れ、其の防備として予じめ自治の制度を発布」したのに対し、イギリスは「事後」にこれを施行した点にあるという³⁸⁾. この評価には、井上が自治制度に「人民軋轢の弊害が将来団体の裡に及」ぶことを予防する手段としての役割を見出していたことが反映されている.

第三の国家対抗主義の自治制度の代表として挙げられているのがフランスである。井上によれば、「佛国の歴史は政府と人民との争闘の歴史なり、又君主と人民との葛藤の歴史³⁹」である。したがって自治制度の沿革は「多く人民が国家に対抗し以て自治の特権を得たるの事実あり⁴⁰.」ということになる。このような自治制度の成り立ちは、日露戦後の経営策の一環として、地方自治を利用して国民を統合し、一丸となって国力を増強する構想を描いていた井上にとって好ましいものではなかった。井上は、フランスの自治制度は、「団体が其の自解の必要上国家に要求して、自治の権利の得たるの跡」があるものの、「我国に於ては国家と地方とは常に親和的関係を有し寧ろ国家より進んで己の赤子として総ての国民を撫育するの精神殊に厚」いという⁴¹⁾.この評価から明らかにされるのは、井上にとってフランスのような国家と地方の対立を前提とする自治のあり方は到底受け容れ難い、もしくは警戒すべきものであったということである。井上にとって国家と地方とは常に「親和的」関係にあることが望ましく、国家が地方を「撫育」していくことが理想的な姿であった。

これらの井上の評価から明らかにされるのは、国家が地方を掌握するための手段としての「自治」観である。後述するように、井上は「自治」を「自ら治むること」という自律的なものとは捉えていない。井上が構想した「自治」制度とは、国家と地方の「親和的」な関係の中で、人々の公共心を育成し、国家の発展、国力の増強を図るシステムなのであった。

(3) 井上による自治の定義

それでは、井上は自治制度によって実践されるべき「自治」をどのよう に定義していたのだろうか.

井上によれば、自治の定義は二種に大別されるという。一つは「国家の権力に重きを置」く「国体主義の学派」であり、もう一つは「団体固有の活動に重きを措」く「団体重視主義の学派」である⁴²⁾。井上は「国体主義の学派」は「自治行政を以って国家の行政の一部に過ぎずと為せり。故に此を中央集権主義の自治論と称することを得るなり。」と位置づけている⁴³⁾。さらに「自治」を実施する機関として問題となる国家と団体との関係について、「…各国の制度を通じて自治の本質を約言すれば地方団体は法律に由て人格を公認せられ、法律の範囲内に於いて住民に対して権力を有す⁴⁴⁾。」るものと捉えていた。

ここで注目されるのは「地方団体」の位置づけである。井上によれば地方団体とは「国家より委任せられたる権力の主体」であり、権力の主体はあくまで国家にあった。それは「団体の権限は其の源を国家に発し国家は法律の委任に由りて自から其の任務を処し之を完成するを以て国家に対する責任となせり。是れ即ち近世の所謂分任主義の自治なり450.」にも端的に現れていると言えよう。これによれば、地方団体(地方自治体)は国家に源を発する権力を委任され、それを分任しているが故に「其の任務を処し之を完成する」ことが国家に対する義務、責任として課せられるのである。したがって、地方自治体は行政組織の末端を担う存在であるに過ぎず、国家に対する自律性を備えた存在とはみなされていない。このことは、井上のフランスの自治制度に対する否定的な評価について既に指摘した通りである。

いずれにせよ、井上の論に基づくと「自治本来の作用」は「国家の推運を扶けんが為に地方の公判、公益を全うする」ことであり、これを達成するためには「地方人民が其協力に由て共同の利益、団体の福利を図るは自治

の団体が自己の責任のみならず又国家に対する大なる責任」を認識し、その責任を果たすことが不可欠であった。このように、井上が定義した「自治」およびこれを運用する自治制度は、必然的に地方自治体が国家に対する責任を担い、それを全うすることを求める構造を持つものであった。この構造においては、地方の「公利」や「公益」を指摘し、これらの達成に人々が尽くすように啓発しながら、その延長線上に「国家」や「国家の推運」を設定することによって、最終的には人々が国家に収束していく仕組みとなっている。しかも、地方人民の「公利」や「公益」が何たるかを設定する権力の主体は国家であるが故に、人々がこの構造から抜け出すことは非常に困難なのである。それと同時に、人々がその地方の「公利」や「公益」のために働くことは、国家に対する責任の遂行として義務付けられていた。

そして、このような自治制度を根本から支えるのが「公共心」と「協同心」という二つの精神であった⁴⁶⁾. 井上によれば、「公共心」とは「個人の利益を犠牲にして郷土の利益の為に捧げる」、「私を滅して公に従う精神」であり、「協同心」とは「自治制発布以来今日に起った賜物」で、「協同して物を為す」精神である. 井上は「自治の根本儀として第一に公共心、第二に協同心を養成することを忘れてはならぬ⁴⁷⁾」として精神面の育成を強調し、「公利公益の為には私の利害を捨て協同一致して地方の福利を全うせんとする」、「自治の精神」を育成することによって自治制度を維持・発展させていくべきであるという⁴⁸⁾. そしてこのような「自治の精神」に基づいて地方の人々が「公利」、「公益」の為に尽力することは、最終的には国民統合へと通じるものであった.

このように、自治制度の目的が国民統合に設定されている以上、自治制度において働きかける対象は国民全体であることは言うまでもない. しかしながら、この時点では井上の理想とする「国民」は未だ形成されておらず、自治制度を浸透させることによって将来的な国民を形成することが急

務であった. 井上は、列強諸国の国政を比較し、その原因を分析する中で、「露国国勢の不進歩を以って所謂「中流民」の発育遅く且其公徳の程度最浅薄なるに原因すとなせり. 因て知る自治の基礎は最も健全なる「中流民」の力に頼り自治の興廃は此の「中流民」に於ける公徳の深浅如何に繋ること極めて大なることを49」と述べている. ここから読み取れるのは、井上が自治の基礎を「最も健全なる中流民」とその「公徳如何」とみなしていたことである. つまり、井上が「自治」を浸透させるべき第一の対象は「中流」の人々であった. このことは、井上をはじめとする内務官僚が地方改良事業講習会や感化救済事業講演会などにおいて、地方中農層の人々を自治の指導者として養成することに熱心であったこと、井上を始めとする内務官僚が中心となって設立した報徳会の機関誌『斯民』が、地方中農層を主たる読者層として想定していたと考えられること、さらに地方改良運動そのものが地方中農層の取り込みを主眼とするものであったことと一致している.

井上は「中流民」の育成を基盤として、「子供を教育するばかりではない、大人をも何とか訓練をして、良国民」として育成することを構想していた。そしてこのようにして自治を達成する方法が教育なのであり、井上はこれを「自治民育」と名付けたのである⁵⁰⁾。そしてこの「自治民育」を実践する上では、「国民の良心に訴えるより外か」なく、人々により分り易く、親近感を得られるように働きかけることが不可欠であった。

もっとも、このような一連の事業によって実践される「自治民育」はあくまでの社会の利益の還元を目的としたものでなければならなった。それは、「救済事業たるや、公益主義に依らなければなりません。一体其人の為めではなくして、社会全般の為めでありま τ^{51} 」や、「所謂民育問題は単に其人の為め人を訓育するに止まらずして社会の為めに人を訓育するに在り、教化行政が自治の作用中最重大の関係を有するは之が為めなり τ^{52} 、」にも反映されているといえよう。このように、井上においては自治制度を

ささえる国民の育成を目的とした「自治民育」という教育も、個人のためではなくあくまで国家の利益や発展に資するものとして捉えられていたのである。

井上は国力の充実を図り、これを発展させていくための制度として自治制を位置づけた。そしてこの自治制度とは、国家を支える国民としての精神的基盤を形成する論理を内包するものであり、井上は地方の「中流民」における「自治」や「公徳」の育成を目的とした「自治民育」という教育理念を打ち出したのである。井上は「自治民育」という教育を、個々の利益を社会全般、長じては国家へと収束させていく自治制度の中に組み込むことによって、自治制度の浸透と強化を図り、これを地方改良運動の中で実践しようとしたのであった。その具体的な方法として井上が重視したのが、図書館を中心とした通俗教育である。

次章では、井上の「自治民育」構想がどのように実践されようとしていたのかを、井上の図書館政策に注目して明らかにしていく.

3. 「自治民育」構想と図書館政策─『斯民』を視点として─

前章で述べたように、井上は国民統合を最終的な目標とする「自治民育」構想を打ち出した。井上は自治制度を根本から支える「自治」の精神を養うことの重要性を指摘し、その有効な手段として通俗教育(社会教育)に注目する。それでは、具体的に井上は通俗教育においてどのように「自治の精神」を育成しようとしていたのだろうか。本章では井上を始め、この時期の内務官僚が図書館を利用した通俗教育(社会教育)に言及していること、さらに「わが国の図書館活動が、当時のわが国の社会行政・文部省の法規上の整備と相俟って、内務省に注目されるほど発展し、民衆生活の中に浸透53)」していくという指摘を踏まえ、図書館を中心とした通俗教育(社会教育)がどのように展開されようとしていたのかを明らかにしていく。

(1) 井上友一の自治民育構想と図書館政策

本来,通俗教育(社会教育)は1886(明治19)年に文部省学務局第三課が「通俗教育ニ関スル事」を分掌するようになってから,文部省の管掌事項として規程されていた.しかしながら文部省が通俗教育の係を設置して以後二十年近くの間は、制度としての通俗教育はほとんど空白状態におかれ、明治末期に到るまで「通俗教育」の具体的な施策はほとんど行われなかった、とされている⁵⁴⁾.むしろ通俗教育に熱心であったのは内務省であり、文部省が積極的に通俗教育行政に取り組み始めるのは、日露戦争後⁵⁵⁾、特に1910(明治43)年の大逆事件を契機に設置された通俗教育調査委員会,文芸委員会においてであった.

内務省の通俗教育に対する関心は当初から図書館に対して向けられ、このことは1902(明治35)年10月23日の『官報』において秋田県立図書館の巡回文庫を紹介していることにも反映されている。また、内務省地方局が1906(明治39)年に編纂した『戦時記念事業と自治経営』には、「地方公共事業ノ経営ヲ完フシ民力ノ振興ヲ計ル」ための戦時記念事業の梗概として、各地に設立された公・私立図書館が写真入りで紹介されている。このことからも、内務省は早くから図書館における通俗教育に注目していたことが分かる。

それでは、内務官僚は具体的にどのように図書館を通俗教育(社会教育)の一環として位置づけていたのだろうか。まずは、井上友一の図書館 政策を自治構想との関連でみていくことにしよう。

井上が自身の著作において図書館の事業に言及しているのは『救済制度要義』(1909年),『自治要義』(1909年),および『自治之開発訓練』(1912年)の三冊である.

最初に刊行された『救済制度要義』(1909年)においては、「第四編風化行政及法制」の第三章、「庶民教化制度」において、公共図書館制度についての言及がなされている。井上によれば庶民教化制度とは「尋常の

学校教育以外に於て庶民社会の経済的及精神的の機能を進めんが為め設け られたる訓育善導の業 | であり、公共図書館制度は「簡易教育普遍制度 | 「高等教育普遍制度」と並んで、庶民教化制度を支える柱の一つと位置づ けられていた⁵⁶⁾. 井上は「庶民教化事業中世人が最重要なるを認識せるも の蓋し公共図書館制度に若くはなし57)」と図書館政策を重視する姿勢を打 ち出している. さらに、『自治要義』(1909年)の「庶民教育」の項にお いても、「吾人が更に研究せんと欲するもの他なし、如何に図書館を活用 して之を民育の中心と為すべきかの問題是なり、」,「図書館に附帯して更 に精神上及経済上の二方面に亘り、広く民育の事業を経営するは近代の趨 勢なり」として,欧米諸国の図書館制度を詳細に比較検討している⁵⁸⁾. 『自治之開発訓練』(1912 年)では「自治と通俗教育」の中で、「(引用者)。 注・名称を) 社会教育といはず、殊更通俗教育といふことにいたしたので ありますが、我国に於て初めて出来た通俗教育は図書館である591.1と明 言している. これらの言及から読み取れるのは. 井上が国民の「風紀振 興」を図る上で重視した社会教育政策を実践する上で,図書館に関する政 策が第一のものとして捉えられていることであろう。「念ふに世に唱づる 社会問題の要は一に此の公共的精神を喚起するに在るのみ601 と自治制度 を根本から支えるべく、公共的な精神の育成を重視していた井上におい て、図書館に関する政策がいずれの著作においても第一に挙げられている ことは、井上の要請に図書館政策が応えるものと認識されていたことの証 左である。

井上が図書館政策の模範としていたのは、アメリカの公共図書館制度であった。井上はアメリカの公共図書館制度に基づき、その発達段階を「私的図書館の事業に対し法人権を与へたるの時期」から「一定の市邑に対し公共図書館設立の義務主義制度を採るべき」第五期まで分類している。この発達段階に対照して考えると、日本の制度は第三期の「公共図書館公設主義の時代」にあった。井上は将来的には現行の制度を一歩進めて「米国

の第四期に当たれる地方図書館保護主義の制度を実施し、一般社会教化の理想を発揮」させ、公共図書館を社会教化の実践の場として発展させていく方針を示している⁶¹⁾.

井上は公共図書館の効用を「…最良の労働者を養ひ、尚進んで(中略) 貧富貴賎を問はず社会各級の人をして其歳月を異にし風土を異にして尚容 易に先代及異域の大賢奇材に邂逅せしめむるもの」とみなし、公共図書館 を利用することによって「各階級をして相互教育の方法を立たしめんが 為、貧富いずれの中に於ても共に其公共的精神、社会的道義を振作するの 必要を唱導」することを構想していたのだと考えられる⁶²⁾. 井上は『自治 要義』(1909 年)において、夜間開館、入場無料制度の導入、児童図書 館の付設、巡回文庫を実施している図書館として、山口県立山口図書館や 東京市立日比谷図書館など具体名を挙げてその活動を紹介すると共に、こ れらの活動は「図書館を以って地方教化の中心となすの気運」を促進する という見解を示している⁶³⁾.

また、小松原文政下で1911(明治44)年に設置された通俗教育委員会の活動も、図書館政策に期待をかけていた井上にとって意味あるものであった。井上は「近年各地に図書と図書館の出来たのは誠に喜ぶべきことで、到るところ簡易文庫のない所は殆ど無い位である⁶⁴⁾.」と図書館の普及に一定の評価を与え、図書館では「出来るならば、近頃文部省の通俗教育調査委員会にて認定を与へた数百種の書物は是非之を人に示したいと思ふ⁶⁵⁾.」として、目録を基準として各地方図書館が書物を備えていく方法を提案している.

このように、「精神的要素の救済を以て寧ろ時弊根治の上策となすべきを覚れり」と精神面の育成こそが日露戦後経営の方策に貢献すると考えていた井上にとって、公共図書館は「国民教育」と並んで「国民の文化に導くの大道」であり、公共図書館の発展は不可欠のものであった⁶⁶⁾.

そして、図書館を通俗教育(社会教育)の中に位置づけ、発展させよう

とする構想は井上だけではなく、同時代の内務官僚たちにも共有されている。そしてこの構想は内務官僚を中心として設立された報徳会発行の機関誌『斯民』を通じて、地方改良運動の主な担い手と目されていた地方中農層に向けて発信されていくこととなった。報徳会の設立および『斯民』発刊の経緯を踏まえた上で、内務官僚において図書館がどのように通俗教育の中に位置づけられていたのか、そしてそれには如何なる意図があったのかを見ていくことにしよう。

(2) 報徳会設立ならびに『斯民』発刊の経緯

報徳会が設立されたのは、1906(明治 39)年4月であるが、この直接の契機となったのは1905(明治 38)年11月、日露戦争終結後に東京音楽学校で開催された「二宮尊徳翁五十年記念会」である。この会において留岡幸助は「鈴木(藤三郎)氏の考では、東京では報徳会は是迄の報徳社の遣口とは多少異なったる方針を執り、上の方からやらなくてはならぬというので、互に是が為に尽す所があろうと約束したことであります⁶⁷⁾.」と述べており、従来の報徳社とは異なった意図の下に、報徳会を組織していこうとする方針が打ち出されたと考えられる。このことを踏まえ、報徳会を組織する経緯を見ていくことにしよう。

当時の内務省は、「報徳内務省」の俗称があったほど、報徳精神の信奉者によって占められていた⁶⁸⁾. 特に、岡田良平(当時貴族院議員)、一木喜徳郎(当時内務書記官)兄弟は、父の岡田良一郎が二宮尊徳の門人であり、報徳社社長であったことから、早くから報徳思想に注目していたと推測される. しかしながら、井上に関しては岡田や一木のように強い関心を抱いていた訳ではないようだ. 井上と報徳会との関係について、当時井上の部下であった相良良雄は次のように述べている⁶⁹⁾.

井上と同郷の先輩であった早川千吉郎は大蔵省在官中に静岡県の報徳社 を視察し、「之を地方行政に運用したならば立派な自治行政の果実となる であらう」と井上に調査を勧めた、井上は書記官を派遣したが「通り一遍の視察に過ぎなかった」ので、「社会政策の見地」から改めて留岡幸助と相良に調査を委嘱する。相良が報徳社について「留岡先生は報徳は道徳と経済の調和を図る一種の講社で、その趣旨は哲学であり宗教である」と考えていると報告すると、井上は「宗教は困るなあといはれた」という70)。留岡の回想によれば、これは1903(明治36)年頃のことであった。しかしながら、この時点では「宗教では困るなあ」の発言にもあるように、井上の報徳社に対する関心はそれほど高いものであったとは考えられない。

井上をはじめ、内務官僚が本格的に報徳社に注目し、国民統合の手段として報徳研究に携わるようになったのは、日露戦後経営のあり方が緊急の課題となった1905年以降のことである⁷¹⁾. 1905年7月には、早川千吉郎、岡田良平、一木喜徳郎、桑田熊蔵、清野長太郎、鈴木藤三郎らと学士会事務所で報徳研究会を組織している。相良の回想によれば、この研究会において「その頃既に戦局の終了近まれるを知り、戦後経営の声は識者の間に高まり、連戦連勝の余炎に依り民心驕慢に流れ、泡沫会社の勃興は却て経済界の行詰まりとなり、戦後経済界の大恐慌襲来すべきは之、日清戦争後其外の欧米の実例にも鑑みるにも明らかなることなれば、政府に於いても人心の振粛、生活の改善、延いては経済界の緊縮に関し大いに警戒する事になった。それには報徳主義は現代の思想を啓発するに最も適切なる⁷²⁾」ものだという意見の一致を見、先に示した二宮尊徳没後五十年を記念する会を開催することになったという。

こうして 1905 年 11 月 26 日,東京音楽学校で二宮尊徳五十年記念会が開催された。この会において,二宮尊徳に関する遺物や自治民政に関する事物を展示したところ,これが盛況であったことから,井上は報徳に関する月刊雑誌の刊行を主張するようになる。「三号雑誌に終わりては我等の名前にも係るゆえ」という反対意見もあったが,井上は熱心に雑誌の発行を主張し,ついに留岡と鈴木藤三郎の賛同を得て,翌 1906(明治 39)年

4月より『斯民』が発行されることとなった。雑誌名は、「自治民政に資する意味に於て『斯民⁷³⁾』が適当であらう⁷⁴⁾」と井上が決めたものである。この経緯からも、井上が報徳会および機関誌『斯民』を通して「自治民政」の浸透を図ろうとする意気込みが伺える。井上および留岡は「恰も愛児の如く之が発育に熱中し、人をみては雑誌発行を吹聴して入会又は購読を勧誘せられた⁷⁵⁾.」という。

もっとも,井上は必ずしも「報徳」そのものに執心していた訳ではな かった、相良も「井上先生の意思は純然たる報徳主義の宣伝ではなくて、 此の趣旨を自治民政に施し、以て自治民政の振興を図761 ることにあった としている. 報徳思想そのものの喧伝に努めるのではないという立場は, 岡田良平にも共有されていたようであり、岡田は「必ずしも二宮翁の遺教 遺法を墨守して時代の推運を無視するが如き」ことを目的とするのではな く, あくまで「道徳と経済との調和を計り、精神と物質との融合を期し て、一つには教育と産業の連絡を取らしめ、一つには自治と風化との一致 を図」るべきであると考えていた。さらに、二宮の教えは「決して農村に のみ限らるべき」ものではなく、「都市農村を通じ、貴賎貧富を論せず、 総て遵奉すべき、卑近の教え極めて多き」ことからこれを採用したとい う77). この岡田の論にも、報徳会の設立は純粋に二宮の教えを浸透させる ことを目的としたものではなく、「道徳と経済との調和」をはかり、「教育 と産業との連絡」を取り、「自治と風化との一致を図り、要するに国利と 民福とを合体しせしむるための一つの方策として、二宮の教えを再解釈し て利用するという意図が反映されているといえよう.

以上のような意図の下、1906年4月に『斯民』は発刊されるが、その「開刊の辞」は以下のようなものである。

まず、「凡そ国家交流の図を為すべきもの、これを大別して二と為す. 一は国民的の道義的活力にして他は国民の経済的活力是なり.」とあり、 岡田や一木がこの後も『斯民』誌上で主張し続ける「道徳と経済との調 和」が第一の課題として挙げられている。ここでいう国民の道義的活力とは、「富貴貴賎各其職を励み、其分を尽し、又能く己に克ち、衆を愛する」ことであり、これによって「独り、己の利益を進むる所以たるのみならず、併せて世の慶福を扶くる」という。もう一方の「国民の経済的活力」は、「己を利し、又世を益するの念を生じ、事あるに当たりては公共の福利を全ふせんが為に、敢て自己の利害を捨つるに吝ならざる精神」に基づくものであった。このような「国家に貢献すべき精神」は「社会の各階級を挙げて、其風を一にすべき要道」であることを踏まえ、『斯民』は「尚一般 風気の作興 自治の経営、教育の発展、民力の充実に関する事業制度に到るまで、広く内外に渉りて、近代最新の識見を求め、之が講明の資料を世に紹介せんとす」ることを目的として発刊されることとなる78)。

(3) 『斯民』における図書館政策とその意義

1) 『斯民』にみる図書館政策

それでは、井上を始め多くの内務官僚が寄稿していた『斯民』において、図書館はどのように位置づけられていたのだろうか.

まず、『斯民』の発行元である中央報徳会の趣旨には「地方の開発、自治の興新、道徳経済の調和、教育産業の連携」を図るとあり、これを実践するために「内外の研究、地方の調査、講演の公開、篤行の奨励」と並んで「良書の刊行」が挙げられている。このことから、内務官僚は当初から報徳会の活動を通じて読書行為を教育的に位置づけようとする関心が存在していたことが分る。また、「地方斯民会設置基準」においても、その事業の第五項に「図書館ヲ設置シ講話会ヲ設クル等社会教育ノ作興ヲ図ルコト」とあり、このことも図書館が「社会教育ノ作興ヲ図ル」と位置づけられていたことを示している79)。

『斯民』における図書館に関連する初期の記事は、巡回文庫や篤志家による私立図書館や文庫の設立、新潟県の積善組合による巡回文庫の運営を

紹介するものが中心であった. しかしながら, 1908(明治 41)年の戊申詔書の渙発や大逆事件を契機として, 図書館は次第に「思想善導」や「社会教化」との関連で言及されるようになり, 精神面での教育効果を読書に求めるものが多くなる.

たとえば井上の部下であった中川望は「私は家庭に善い読物の無いの が、大きく申すと、国家の原動力を不健全になしつゝある、一つの証拠で はあるまいかと考えているのであります.」と述べ、家庭において良書を 読ませることが国家の健全な発展を促すという考え方を示している.中川 は「新式ないかがはしい文学の読物が寧ろ向の方から購読を強いてくる | のは由々しき事態であり、この問題を解決すべく「善良なる読物を家庭に 供」することを主張した⁸⁰⁾.健全な精神を育成することは日露戦後経営の 最重要課題であった. したがって、人々に本を貸し出し、読書を奨励する 図書館という施設は、健全な精神の育成の場として位置づけられることに なる。たとえば、「日露戦後の紀念として、簡易図書館の諸所に興りた」 ことは「人心作興に関する熱心の余りに出来たものであるから、其規模は 如何に小なるにもせよ、又其設備は如何に拙なるにもせよ、(中略)平和 と文明とに貢献せんとする精神は誠に崇高と言はねばならぬ. | という論 がある81).ここには,図書館の内容の充実はさておき,紀念事業として図 書館を設立することそのものに意義があるという主張が見られる。この論 では、日本における図書館設立の歴史を王朝時代にまで遡って紹介してい るが,評価に際していずれも共通しているのは,図書館設立の差異の「公 | 共的精神 | の篤さを強調している点である.この論においては,図書館に 公共的精神の育成を求めることよりも、公共的精神の具現として図書館を 位置づけることに重点がおかれているといえよう.

しかしながら、地方改良運動の過程で「自治の精神」の育成が重要視されるに従い、図書館は単なる公共的精神や自治精神の表現型ではなく、図書館本来の機能を果たすことで、公共的精神や自治精神の育成に貢献する

ことを求められるようになる.

たとえば、中川は青少年の訓育の手段として図書館や読書会を利用することを推奨している。中川は将来の地方自治に貢献する人間を育成する機関として青年団の重要性を主張していたが、その活動の一環として「図書館を設け、且時々講演会等を催うす」ことや、青年団の会員同志が「書籍雑誌を廻読して、心身の鍛錬を」怠らないようにする各地の取り組みを紹介している。さらに、農村においては図書館を設けるのではなく、中央図書館を核とした巡回文庫や縦覧所を設けることで、「一国の中堅たる農村の青少年をして、及ぶべきだけ健全なる発達」を達成することが可能となるとして、図書館や巡回文庫を「極めて適切なる社会教育の機関」と位置づけ、その普及を訴えた82)。

1908年に戊申詔書が発せられると、内務大臣平田東助は「少年子弟を教化して風紀改善の根本を立つるは、則ち教育の力に俟たざるべからず」と訓示し、教育による「人心陶冶」の重要性を強調した。このような中で、図書館は国家興隆の根本となる精神の育成を担うものとして注目され、図書館は社会教育上有益であるという論調が多く見られるようになった⁸³⁾。さらに1911年の市制・町村制改正によって、この制度を支える自治精神の育成とその具体策の提示が急務となる。一木喜徳郎は、「…各地に青年団を組織して風紀を改め、勤勉の習慣を養はせ、或は図書館、巡回文庫を設置して、県民の趣味を向上せしめる」方法を提案している⁸⁴⁾。それによれば巡回文庫は「図書館の長距離旅行」であり、「学生には友人となり、青年には伴侶となり、産業者には指針となり、婦人少女には姉妹となり、中略)精神上の修養向上」に資するものとして高く評価された。この事業の開始に際しては、「井上内務参事官を始め、内務当局の指導」があったということから、井上を含め、内務省当局者は、社会教育の一環として巡回文庫を活性化する意向を持っていたと考えられる⁸⁵⁾。

このように、『斯民』においては自治制度を支える精神の育成を担う教

育機関として図書館や巡回文庫が位置づけられるようになった。特に巡回文庫は農村での活動が期待された。これは、読書の習慣が一般的に乏しいとされ、また財政的にも図書館の設立が困難であるなど、図書館事業を成立させる上で様々な問題を抱える地方農村にあっては、図書館よりも巡回文庫の方がより手軽に、そしてより地域に密着した活動を展開し得ると捉えられたからであろう。

2) 図書館政策の意義

これまで述べてきたように、井上を始めとする内務官僚は地方改良運動の中で、自治的精神を有する国民の育成を目標とし、通俗教育(社会教育)に大きな期待を抱いていた。そしてその具体的な方策として注目されたのが図書館政策であり、読書の普及を通して「思想善導」や「社会教化」を行おうとしていた。もちろん、井上ら内務官僚の図書館政策はあくまで構想の段階に過ぎないものであったが、それでも図書館を通じた読書行為の普及を教育的な営みとして位置づけたことの意味は大きい。『斯民』では、地方図書館の経営や巡回文庫の運営などが盛んに紹介されている。

そして、このような図書館事業に関する紹介の仕方には一つの特徴があることも見逃せない。その特徴とは、これらの事業の設立・運営にはほぼ例外なく、「篤志家」が何らかの形で関わっていることである。たとえば井上友一は西洋においては「その土地の大地主や金持ち」が「自宅の一室を「図書室」として開放」していると紹介しているし⁸⁶⁾、中川も各地の地主や名士などが「篤志家」として行っている活動の具体例を示している。それによれば、中川は「県下有数の資産家」が農業図書館および図書館の設置に貢献したことに触れ、「本郡は従来政治思想の盛なる所であったにも拘らず、地方の篤志家が相従提携して、地方発展の為めに力を尽すの気運に向かひ来り居ることは、誠に喜ばしいことであります。」と結んでいる⁸⁷⁾。ここには、地方のために図書館や巡回文庫を設置する「篤志家」の

姿,またこのような事業に専心することによって,政治思想の盛んな土地が,地方発展のために力を尽くすようになるという肯定的な評価が見られる.

さらに、松江図書館に関する記事では、「社会公益の為に痒したる事跡は頗る多」い人物による図書館の設立・運営に関する苦心談が詳細に紹介されている。ここで描かれる木幡という人物は、衆議院選挙への出馬を断り、選挙費用を地方の公益事業である図書館に投じた、とされている。さらに木幡は図書館設立の資金集めに奔走し、自らも「概ね私財を投じて之を維持し、創立以来今日に到るまで、支出せるもの実に巨額に達せり、」というほど図書館事業に尽力した。その上彼は図書館のさらなる充実を図るため、各地の図書館の視察や他の図書館との連携に努め、最終的には社会教育上の功績を認められて、島根県知事から表彰された、と結ばれている880.

このように、図書館関連の記事においては、国の内外を問わず必ずといってよいほど篤志家が図書館資金の多額の寄付を行い、施設の設立運営において重要な役割を果たすことが強調されている。ここから浮き彫りにされるのは、巡回文庫を含む図書館事業には、その地方の「篤志家」が関わり、それが社会教育上貢献するところが大きく、その功績が認められて最終的には何らかの表彰を受ける、という構図である。このことは、これらの記事が『斯民』の主要な読者層として想定されていた地方中農層に、自治指導者としての模範を示すと共に、地方自治を担っていく上で、彼らが実現可能な具体例を提示する役割を果たしていたと考えられる。

もっとも、各地の図書館事業の実態は必ずしも芳しいものではなかったようである。たとえば巡回文庫事業を盛んに展開していた新潟市積善組合では、「一般の読書趣味を鼓吹し、社会風教の一助たらしめん目的」で、巡回文庫や閲覧所をよく利用した児童や青年を推進し、表彰状およびメダルを贈呈するという奨励策を講じていたし、巡回文庫事業の指導者が予想

したほどにはその成績が上がらないために、今後一層の努力を必要とするという見解が示されている。それにもかかわらず、図書館事業が紹介されるのは、単に内務官僚が社会教育の一環として図書館事業を重視していたという理由にのみよるのではない。これらの記事は、地方中農層が各地域の図書館事業に貢献する意識を啓発し、これらの事業に携わることが、社会教育に如何に貢献するのか、さらに読み手である地方中農層の人々が如何に社会教育に貢献し得る存在であるのかを自覚させる役割を果たしていたと考えられる⁸⁹⁾、特に図書館設立や、巡回文庫の運営にまつわる苦心談などを詳細に紹介することは、記事にリアリティを持たせ、社会教育に携わることに対する読者の共感を生み出し易くする作用があったのではないか、『斯民』における図書館事業の紹介は、読者である地方中農層を地方改良運動の指導者あるいは「篤志家」とするべく、その具体例を示すことそのものに意味があったと考えられる。

このように、『斯民』において展開された図書館政策は、次第に自治制度を担う自治精神の育成を担う社会教育の一環としての位置づけが明確化されていった。その一方図書館に関する事業を紹介することそのものが、地方中農層に対して地方改良運動の指導者としての自覚を啓発し、具体例を示すことによって彼らを地方改良運動に取り込む役割を果たしていたと考えられる。井上を始めとする内務官僚は、図書館に健全なる精神や自治精神の育成といった教育的役割を見出すと同時に、図書館事業の紹介を通じて、読者層である地方中農層を地方改良運動の指導者として育成を図っていたのである。

おわりに

日露戦後経営策として展開された地方改良運動は,経済的発展に代表される物質的側面だけではなく,精神的側面の充実をも基盤として国民統合と国家の発展を図るものであった.内務省は地方改良運動を通して,地方

中農層を「自治」の指導者層として育成し、彼らを媒介として国民全体を統合していくことを構想したのであった。なかでも井上友一は地方中農層に「自治」の精神を育成する方法として当時通俗教育と呼ばれていた社会教育に注目し、「自治民育」のスローガンの下、地方中農層の人々に自治の精神を育成し、彼らを自発的に彼らの住む地域、延いては国家の発展に貢献する人物として養成する構想を展開した。

井上は「自治」の精神を育成する方策として、いち早く通俗教育に注目し、具体的には図書館を通じた事業によって実践しようとしている。このような考え方は同時代の他の内務官僚にも共有され、様々な図書館事業が『斯民』誌上に紹介されていくこととなる。『斯民』における図書館政策の紹介は、自治精神に富んだ国民を育成する具体的な方法を示すと同時に、様々な事例を紹介することそのものを通して読者である地方中農層を地方改良運動の指導者層として育成するという二重の役割を有していた。

井上を始めとする内務官僚の図書館政策はあくまで構想のレベルにとどまるものであるが、従来個人的な趣味の問題としてしか捉えられていなかった読書という行為に注目し、これを通俗教育という枠組みの中に位置づけたことの意義は大きい、なぜなら、このような井上の構想はその後の文部省の通俗教育行政へと継承されていくからである。

文部省は日露戦争後本格的に通俗教育に関与するようになるが、その中で重視されたのは思想問題と関連した読書の問題であった。牧野伸顕は1906年に訓令一号を発し、その中で学生生徒の読む書物を「精査」し、不適切なものは禁止すべきであるという見解を示している⁹⁰⁾。また、牧野に次いで文部大臣となった小松原英太郎も「通俗図書館又ハ小学校ニ附設スル図書館ノ類ハ(中略)健全有益ナル図書ヲ選択スルコトヲ最肝要ナリトス⁹¹⁾」と述べ、さらに「如何なる書を読ましむべきか、如何に之を監督すべきか」を「教育上最も講究すべき問題」と位置づけている⁹²⁾。

文部省の通俗教育は、井上を始めとする内務官僚が「自治」制度の枠組

みのなかで構想した通俗教育とは異なり、地方中農層など一部の人々を媒介として働きかけるものではなく、国家が直接的に国民全体に働きかけようとするものであった。しかしながら、地方改良運動の中で展開された内務官僚の「自治」構想が、文部省の通俗教育を通じた社会教化、国民統合の基盤を形成したこともまた事実なのである。その中でも井上友一の「自治民育」構想は、「自治民」という明確な国民像を設定し、そのような国民形成を最終目的として、読書を通俗教育という教育的営為の中に位置づけることを打ち出したものであり、文部省の通俗教育、社会教育政策の布石となるものであったといえる。

註

- 1) 本稿では、日露戦争が勃発した 1904(明治 37)年から臨時教育会議が解散した 1919(大正 8)年までとする.
- 2) 裏田武夫·小川剛「明治·大正期公共図書館研究序説」『東京大学教育学部研究紀要』第8号,1965年,pp.153-189.
- 3) 1921(大正 10)年に文部省が通俗教育を「社会教育」と改称するまで官制上は「通俗教育」が用いられていたが、文部官僚も含め日露戦後から社会教育が多用されていたことを踏まえ、本稿では基本的に「社会教育」を用い、引用文献中で「通俗教育」が用いられている場合などは適宜、「通俗教育(社会教育)」と表記する.
- 4) 本稿は、早くから読書行為を教育的営為として捉えていた社会教育構想を検討することを主眼としている。学校教育と読書行為との関わりは本稿とは別に検討されるべき大きな課題であるので、この課題については別の機会に論じることとしたい。
- 5) 石田雄『近代日本政治構造の研究』未来社,1956年,p.103.
- 6) 大島美津子『明治国家と地域社会』岩波書店,1994年,pp.293-296.
- 7) 『講座日本歴史 17 近代 4』岩波書店, 1976年, p. 22.
- 8) 内務省,文部省のそれぞれの社会教育構想を明らかにし,文部省が社会教育 にどのように参入していったのかを検討することにより,内務省と文部省の 社会教育構想における連続性,あるいは不連続性を明確にし,明治末期から 大正期にかけての社会教育構想の全体像を把握することが可能になると考え

- られるが、この問題に関しては別の機会に論じることとしたい.
- 9) 小林嘉宏「日露戦後経営と教育政策―第二次桂内閣期における内務省の教育 構想―」『京都大学教育学部紀要』第 27 号, 1981 年, pp. 84-93.
- 10) 不和和彦「日露戦後の「町村自治」振興策と国民教化」『村落社会研究』第 18 集, 1982 年, p. 149.
- 11) 岡田典夫「日露戦後の教化政策と民間」伊藤彌彦編『日本近代教育史再考』 昭和堂,1986年,pp.153-189所収.
- 12) 小学校と地域社会との関係の成立を明らかにすべく、地方改良運動期の小学校の役割を検討したものとして花井信『近代日本地域教育の展開』梓出版社、1986年がある.
- 13) 地方改良運動が小学校と地域社会の関係の形成にどのような役割を果たしたのかを検討した笠間賢二は、地方改良運動において、何故に教育と教化が重要視されたのか、そしてこれが「どういう場面で、どういう方法で、どういう内容をもって、どう展開されたのか」を、「運動推進側の言説」、すなわち「内務省の教化要求とその施策との関連」において系統的に分析し、実証的に明らかにする必要性を指摘している(笠間賢二『地方改良運動期における小学校と地域社会―「教化ノ中心」としての小学校―』日本図書センター、2003年、p. 25.)、笠間の研究は地方改良運動期における小学校、及び小学校教員の役割の変容を検討することを主眼としているものの、本研究は笠間の問題意識と多くを共有している。
- 14) 小川利夫,橋口菊,大蔵隆雄,磯野昌蔵「わが国社会教育の成立とその本質に関する一考察(一)(二)」『教育学研究』第24巻第4号,第6号,1957年所収.
- 15) 倉内史郎『明治末期社会教育観の研究』『野間教育研究所紀要』第二〇輯所収, 1961年, pp. 135-136. なお, 本稿では『日本教育史基本文献・史料叢書 18』大空社, 1992年を使用した.
- 16) 裏田・小川, 前掲論文.
- 17) 永嶺重敏「読書装置の政治学―新聞縦覧所と図書館―」『〈読書国民〉の誕生明治30年代の活字メディアと読書文化』日本エディタースクール出版部,2004年,pp.169-214.
- 18) 井上の著作として代表的なものを挙げると、『救済制度要義』(1909年、博文館)、『自治要義』(1909年、博文館)、『自治之開発訓練』(1912年、中央報徳会)などが挙げられる。なお、井上の死後その論稿をまとめたものとして、清水澄・近江匡男編『井上明府遺稿』(1920年)がある。
- 19) 国家学会編『明治憲政経済史論』1919年所収.

地方改良運動期における読書と社会教育

- 20) 大霞会編『内務省史』第一巻, 1980年, p. 175.
- 21) たとえば 1893(明治 26)年には文官任用制が定められ、初級の奏任官は高等文官試験に合格した者から任用する原則となり、資格任用制が整備された. これを機に「大卒官僚」が誕生し、官僚は「国家の官吏」として明確に位置づけられることとなった.
- 22) 『元老院全会議筆記』第五九〇号議案郡制,第五九一号府県制.
- 23) 大霞会編『内務省史』第一巻, 1980年, p. 244.
- 24) 1906(明治39)年、内務省によって発行された『戦時記念事業と自治経営』において、内務省は通俗講演会など戦時中の教育活動を高く評価し、戦時中に展開された様々な事業を、国家興隆のために戦後も継続・発展していくことの重要性を指摘している。
- 25) 文部省は日露戦後、特に大逆事件以降にわかに通俗教育に対して関心を持ち始め、通俗教育の重要性を指摘した『戦時地方ニ於ケル教育上ノ経営』を1905(明治38)年に発行している。この中では「社会教育上多大ノ裨益ヲ与フル須要ナル機関」として図書館が挙げられている。文部省のこのような動向は1911(明治44)年の通俗教育調査委員会・文芸委員会の設置へとつながっていくものと考えられる。
- 26) 1912(大正元)年より中央報徳会となるが、改称後も「報徳会」が使用されていることから、本稿では「報徳会」とする.
- 27) 大霞会編『内務省史』第二巻, 1980年, p. 102.
- 28) 同上.
- 29) 大霞会編『内務省史』第三巻, 1980年, p. 364.
- 30) 井上友一『自治要義』博文館, 1902年, p. 33.
- 31) 大霞会編『内務省史』第二巻, p. 97.
- 32) 井上友一, 前掲書, p. 4.
- 33) 同上.
- 34) 井上友一, 前掲書, p. 21.
- 35) 井上友一, 前掲書, p. 34.
- 36) 同上
- 37) 井上友一, 前掲書, p. 26.
- 38) 井上友一, 前掲書, p. 35.
- 39) 井上友一, 前掲書, p. 26.
- 40) 井上友一, 前掲書, p. 29.
- 41) 井上友一, 前掲書, p. 35.
- 42) 井上友一, 前掲書, p. 37.

- 43) 同上.
- 44) 井上友一, 前掲書, p. 39.
- 45) 同上,
- 46) 井上友一「自治興新論」1909年, p. 15 (清水澄·近江匡男編『井上明府遺稿』1920年所収).
- 47) 井上友一, 前掲論文, p. 16.
- 48) 井上友一『自治要義』 p. 288.
- 49) 井上友一, 前掲書, p. 72.
- 50) 井上友一「自治訓練の方法」内務省地方局編『地方改良事業講演集』上巻, 1910年所収.
- 51) 井上友一, 前掲論文, p. 133.
- 52) 井上友一『自治要義』p. 91.
- 53) 裏田武夫·小川剛, 前掲論文, p. 167.
- 54) 国立教育研究所編『日本近代教育百年史 第七巻 社会教育 (1)』1974年, p. 382.
- 55) たとえば文部省普通学務局は1905(明治38)年に『戦時地方ニ於ケル教育上ノ経営』を編纂し、この中で図書館は「戦時ニ於ケル教育的記念事業トシテ実ニ適切ナル経営」であり、「直接間接ニ教育上ノ発展ヲ促シ特ニ社会教育上多大ノ裨益ヲ与フル須要ナル機関」であると位置づけられている。
- 56) 井上友一『救済制度要義』1909年,博文館, p. 442.
- 57) 井上友一, 前掲書, p. 451.
- 58) 井上友一『自治要義』博文館, 1909年, pp. 86-87.
- 59) 井上友一『自治之開発訓練』中央報徳会,1912年, p. 243.
- 60) 井上友一『救済制度要義』, pp. 541-542.
- 61) 井上友一, 前掲書, pp. 460-461.
- 62) 井上友一, 前掲書, p. 536.
- 63) 井上友一『自治要義』, pp. 86-87.
- 64) 井上友一『自治之開発訓練』, p. 244.
- 65) 同上.
- 66) 井上友一『救済制度要義』p. 451.
- 67) 岡田良平「回顧三年の感」『斯民』第四編第二号,1909年.
- 68) 大島美津子「第一次大戦機の地方統合政策—雑誌『斯民』の主張を中心 に—」『専修史学』第 29 号, 1998 年, p. 3.
- 69) 相良良雄「明府井上友一博士評傳」『教育』第五巻第十二号, 1937年, pp. 45-61.

地方改良運動期における読書と社会教育

- 70) 同上.
- 71) 留岡幸助は、「内務省で報徳社のことを調べ始めましたのは、明治三十六年頃でありましたが」と述べている(留岡幸助「時代の推運と報徳社の態度」『斯民』第六編第十二号、1911年).
- 72) 相良, 前揭論文, p. 53.
- 73) 「斯民」の語源は『論語』衛霊公篇にあり、「この民、親しみの意を含んで言う語、」である(『廣漢和辞典』中巻、大修館、1982 年).
- 74) 留岡幸助「創刊当時を思ふ」『斯民』第十七編第五号, 1921 年, p. 38.
- 75) 相良, 前掲論文, p. 53.
- 76) 同上.
- 77) 岡田良平, 前掲論文, pp. 4-5.
- 78) 「開刊の辞」『斯民』第一編第一号, 1906年, pp. 1-2.
- 79) 『斯民』第三編第五号, 1908年.
- 80) 『斯民』第四編第四号, 1909年.
- 81) 「図書館の今昔」『斯民』第一編第十一号, 1906年.
- 82) 『斯民』第四編第八号, 1909年.
- 83) 大霞会編『内務省史』第四巻, 1980年, p. 357.
- 84) 「市町村制の改正と社会教育」『斯民』第六編第三号,1911年.
- 85) 「巡回文庫第一期間経営の成績」『斯民』第六編二号,1911年.
- 86) 井上友一「地主と小作人とは親子也」『斯民』第二編第十二号,1907年.
- 87) 中川望「地方民心の一心」『斯民』第三編第八号,1908年.
- 88) 「松江図書館の設立者 故木幡黄雨」『斯民』第五編第一号,1910年.
- 89) このことは、井上が「自治訓練の方法」の一環として「児童の為めに文庫を設けてやること」を挙げ、「地方に図書館を設けると言へば、何か広大なものをやらなければならぬやうに考へますが、そういふ大袈裟な事はいらぬ、児童文庫でよろしい。先づ、村長の家か有志家の家でもよいが、一室を貸し与へて、其処に集めればよろしい。」(「自治訓練の方法」内務省地方局編『地方改良運動講演集 上』1909年所収)と述べ、図書館の質はともかくとして設置することの重要性を指摘していることにも反映されていると言えよう
- 90) 文部省訓令第一号,明治三十九年六月九日(『法令全書』).
- 91) 『明治以降教育制度発達史』第六巻, p. 207.
- 92) 小松原英太郎「少年及青年の読物に就て」『教育学術界』第二十巻第二号, 1909年, p. 54. また, 斉藤利彦は明治後期から文部省は従来の校外管理に 関しては内務省の管轄であるという姿勢を転換し, 当時の政策的課題と密接

に対応して強化するようになったという. 具体的には, 1906年の牧野文相による訓令第一号と呼応する形で,「学校生徒校外取締ニ関スル調査」がなされ(1907年), この中で読み物等に関する規制が定められるようになったことが報告されるなど, この時期の校外における生徒への管理は家庭や私的領域にまで及ぶ広汎な統制・干渉として具現化されていったと指摘している(斉藤利彦『競争と管理の学校史―明治後期中学校教育の展開―』東京大学出版会, 1995年, pp. 200-202参照).